

令和 6 年度 政務活動費使用簿 (議員)

管理番号	2																							
使途項目	調査旅費																							
使途内容	地方議員研究会 公共施設特別講座 公共施設更新費用と財政的な視点																							
調査年月日 (購入年月日)	令和6年8月7日(水) ~ 令和6年8月8日(木)																							
政務活動費 支出額及び充当額	【支出内訳】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支出額</th> <th>(うち政務活動費充当額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・旅費 36,940 円</td> <td>36,940 円</td> </tr> <tr> <td>・受講料 15,990 円</td> <td>15,990 円</td> </tr> <tr> <td>・ 円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・ 円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・ 円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・ 円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・ 円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・ 円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・ 円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・ 円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	支出額	(うち政務活動費充当額)	・旅費 36,940 円	36,940 円	・受講料 15,990 円	15,990 円	・ 円	円	・ 円	円	・ 円	円	・ 円	円	・ 円	円	・ 円	円	・ 円	円	・ 円	円	
支出額	(うち政務活動費充当額)																							
・旅費 36,940 円	36,940 円																							
・受講料 15,990 円	15,990 円																							
・ 円	円																							
・ 円	円																							
・ 円	円																							
・ 円	円																							
・ 円	円																							
・ 円	円																							
・ 円	円																							
・ 円	円																							
合計額	52,930 円	52,930 円																						
備考																								

議員名 【 南波 巖 】

旅 費 計 算 書

議員名 南波 巖

用務先	京都府京都市南区										
用務内容	地方議員研究会 公共施設特別講座 公共施設更新費用と財政的な視点										
出張期間 (出発及び帰市)		令和6年8月7日(水) ~ 令和6年8月8日(木)							(1 泊 2 日)		
旅 費 請 求 明 細											
年月日	曜日	出発地	用務地	鉄道(航空・船・車)賃			日当・日額旅費		宿泊料・食卓料		旅行雑費
		到着地	宿泊地	路 程	運 賃 等	特別料金	日数	定 額	日数	定 額	
R6.8.7	水	松江市		JR km	6,930	2,730 4,360	日	円	日	円	
		京都市南区	京都市南区						1	7,400	
R6.8.8	木	京都市南区	京都市南区	JR	6,930	4,560 2,930	1	1,100			
		松江市									
小 計					13,860	14,580	1	1,100	1	7,400	0
合 計		36,940 円									

備考 1. 特別料金は特急料金、急行料金、グリーン料金。
2. 用務は主たる用務を具体的に、又用務地は順路により、それぞれ記載する。
3. 変更は朱書すること。

備考

8/7 前泊

※ 路程欄

別紙のとおり

南波巖議員 研修行程表

令和6年8月7日(水)

12:11

松江駅

→
特急
やくも

14:47 14:58

岡山駅

→
新幹線
のぞみ

15:59

京都駅

→
徒歩

宿泊先

令和6年8月8日(木)

10:00 12:30

京都テルサ

→
徒歩

宿泊先

14:02

京都駅

→
新幹線
のぞみ

15:05 15:13

岡山駅

→
特急
やくも

17:56

松江駅

松江→京都 2024年08月07日(水)12:00出発

12:11発→15:59着 3時間48分(乗車3時間37分) 乗換：1回 407.3km
④ 現金優先：14,020円 (乗車券6,930円 特別料金7,090円)

12:11	発	松江		
7駅		 JR特急やくも16号 岡山行 [発] 情報なし → [着] 3番線	指定席：2,730円	6,930円
14:47着 14:58発		岡山		
3駅		 JR新幹線のぞみ32号 東京行 [発] 23番線 → [着] 12番線	指定席：4,360円	
15:59	着	京都		

京都→松江 2024年08月08日(木)14:00出発

14:02発→17:56着 3時間54分(乗車3時間46分)



乗換: 1回

407.3km

Ⓢ 現金優先: 14,420円 (乗車券6,930円 特別料金7,490円)

14:02	発	京都		
4駅		J R新幹線のぞみ69号 広島行 [発] 13番線 → [着] 22番線	指定席: 4,560円	6,930円
15:05着 15:13発		岡山		
8駅		J R特急やくも17号(当駅始発) 出雲市行 [発] 2番線 → [着] 情報なし	指定席: 2,930円	
17:56	着	松江		

領収書貼付用紙

使 途	地方議員研究会 公共施設特別講座 公共施設更新費用と財政的な視点
【貼付欄】 別紙のとおり	

(注意)

1. この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。(ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。)
2. 領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名

【 南波 巖 】

乗車券 (かえり) (幹)

.....

園京都市内 → 松 江

經由: 京都・新幹線・岡山・山陽・伯備・山陰
8月 7日から 8月 14日まで有効
券面表示の都区内各駅下車前途無効

¥13,860

2024.-7.30 松江駅N1 発行
40494-06 (4-タ) C22

乗車券 (ゆき) (幹)

.....

松 江 → 園京都市内

經由: 山陰・伯備・山陽・岡山・新幹線・京都
8月 7日から 8月 14日まで有効
券面表示の都区内各駅下車前途無効

¥***

2024.-7.30 松江駅N1 発行
40494-05 (4-タ) C22

新幹線特急券

京 都 → 岡 山

8月 8日 (14:46発) (15:46着) C25
のぞみ 33号 6号車 17番A席
¥4,560

N04130

2024.-7.30松江駅N1 (4-タ) 40494-01

特急券

松 江 → 岡 山

8月 7日 (10:11発) (12:47着) C20
のぞみ 12号 3号車 7番D席
¥2,730

2024.-7.30松江駅N1 (4-) 40494-03

特急券

岡 山 → 松 江

8月 8日 (16:13発) (18:55着) C36
のぞみ 19号 3号車 6番D席
¥2,930

2024.-7.30松江駅N1 (4-) 40494-02

新幹線特急券

岡 山 → 京 都

8月 7日 (13:20発) (14:19着) C16
のぞみ 26号 11号車 4番A席
¥4,360

N03930

2024.-7.30松江駅N1 (4-タ) 40494-04

領 収 書 南波 巖 様

Receipt

領収年月日 2024.-7.30 登録番号: T1120001059675
金 額 ¥28,440 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類
(40494 6枚)
西日本旅客鉄道株式会社
松江駅N1 発行 50495-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領 収 書

No 002452

南波 巖

様

金額

¥ 5,200

再発行

※金額を訂正したものは無効です

但し ☒ 宿泊代 ☐ 駐車場代 ☐ 朝食代 ☐ 延長代 ☐ クリーニング代

☐ その他 (朝食、夕食はレ)

として

上記の金額正に領収致しました

2024年 12月 1 日 ☒ 現金(¥ 5,200)

☐ クレジット(¥)

収入印紙

軽減8%対象 ¥

内訳 10%対象 ¥ 5,000

宿泊税 ¥ 200

大和ハウスリアルティマックス
(登録番号: T9010501)

ダイワロイネットホテル

〒600-8413 京都府京都市下京区烏丸通

Tel 075-342-1166 Fax 075-342-1167

発行者

領 収 証

2024 年 8 月 8 日

南波 巖

様

★

¥15,000

但 8/8 10時～ 公共施設更新費用と財政的な視点

研修会受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区

大阪駅前第2ビル2F

TEL 050-6868

振込金受取書(兼 振込手数料受取書)

預金払戻請求書による振込受付書(兼 振込手数料受取書)

(和暦) 年 月 日

6 7 26

ご依頼日

149

お振込先

お受取人

お受取人

ご依頼人

ご依頼人

おなまえ

漢字など(左づめ)

〇印

銀行 信金 信組 農協 その他

漢字など(左づめ)

泉天

0

第四営業

支店

イツハ。ンシヤクンボウ

シ。ンシ。ーケイセミナー

一般社団法人CKセミナー

様

お受取人さまからあらかじめ指定された番号がある場合には、お名前前にその番号をご記入ください。

シ。コ。ネ。ケ。ン。マ。ツ。エ。シ。キ。カ

イ。ナ。ニ。ハ。イ。ワ。オ。

島根県松江市議会

南波巖

様

預金種目

〇印

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

金額

普通 当座 貯蓄 その他

〇印

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

口座番号

左づめ

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

手数料

領収済
(振替・現金)

990

(但し、消費税等が含まれております。)

日中のご連絡先をハイフンを除いてご記入ください。(左づめ)

〇

おでんわ

- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器または回線の障害等によって振込が遅延することがあった場合はご了承ください。

株式会社 山陰合同銀行

印 紙
200円振込金+手数料
5万円以上貼付
ただし、現金・有価証券
による本人宛の店內振
込は金額にかかわらず
すべて貼付する。

令和6年7月25日(木)

島根県松江市議会
南波巖 様

地方議員研究会
CKセミナー事務局
電話 050-6868-9678
(平日9～12時、13～17時)
FAX 050-6868-9679

受講確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。
お申込みいただきました内容を下記のとおりご確認申し上げます。
つきましては、お確かめのうえ、事前に受講料のお振込みをお願いいたします。
お申込みをいただきました時点で、お席は確保させていただいております。
キャンセルの場合は、必ずご連絡をお願いいたします。
お振込み確認後、入金確認のご連絡をいたします。
領収証は、当日会場にてお渡しいたします。
ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。
当日のご参加をお待ちいたしております。

記

お申込み講座	金額
① 2024年8月8日(木)10時～森講師【京都】公共施設更新費用と財政的な視点	¥15,000
領収書宛名：	南波巖 様
ご請求額：	¥15,000
【お振込み口座】※振込手数料はお客様負担をお願いいたします。	
楽天銀行 第四営業支店	
普通 〇〇〇〇〇〇〇〇	
名義 一般社団法人CKセミナー	

※新型コロナウイルス感染予防における対策を徹底の上、少人数にて開催させていただきます。
※何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

研究~~研修~~ 調査 報告書

議員名

南 政 蔵

1. 期 間

令和 6 年 8 月 7 日 (水) ~ 令和 6 年 8 月 8 日 (木)

2. 会 場 等

京都元サ、京都市南区勅条下殿田町70

3. 調査項目等

公共施設更新費用と戦政的な視点

4. 講師 (対応者)

森 裕 之 (立命館大学政策科学部教授、博士)

5. 調査内容・所感等

1. 公共施設の老朽化を戦政問題として捉える重要性。

(1) 自治体戦政の基本的考え方。

① 歳入の見込みの範囲内で歳出を行う。(量入制出)

② 個々の分野への対応に囚われることなく、全体の行政問題が見えなくなる。(木を見て森を見ず)

③ 個々の分野に対する戦政要求は、その地域社会における価値の優先度を決める上で意味があるが、他方では戦政運営全体としての視点も特になくはならない。

地方財政の歳入の内訳(令和4年度決算)

主な一般財源

地方税

440.522億円
(36.1%)

地方譲与税
地方特例交付金等
地方交付税

216.158億円
(17.7%)

国庫支出金

266.657億円
(21.9%)

地方債

87.812億円
(7.2%)

その他

208.303億円
(17.1%)

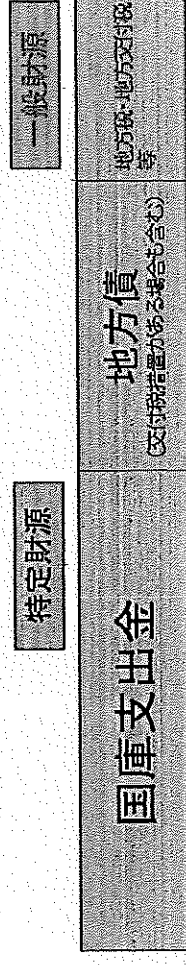
主な特定財源

地方歳入 121兆9,452億円

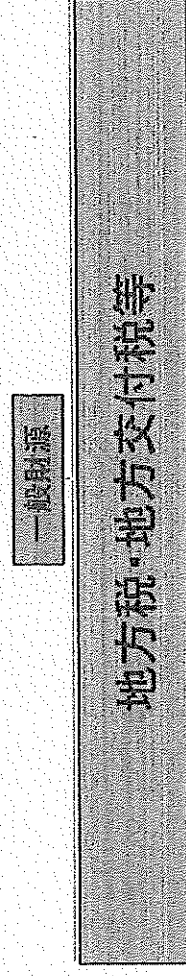
公共施設等の財政制度

□公共施設等の財政の基本的枠組み

建設段階：国庫支出金、地方債、一般財源



維持管理・補修段階：一般財源



□地方自治体は公共施設等の建設に伴う公債費、維持管理費、補修費等を負担する

□実施面では、地方自治体が公共施設等の8割を担ってきた

□財源面でも、国の経費負担分は3割台半ばから4割程度である

公共施設の建設後の財政負担

(公共施設の建設後の補修・維持管理等)

一般財源(地方税・地方交付税等)

財政支出の内訳

補修費

維持管理費

公債費

文化施設の維持・更新費の推移①

文化施設：今後30年間の改修・更新費用（長寿命化を行わない場合）

(百万円)

500,000

450,000

400,000

350,000

300,000

250,000

200,000

150,000

100,000

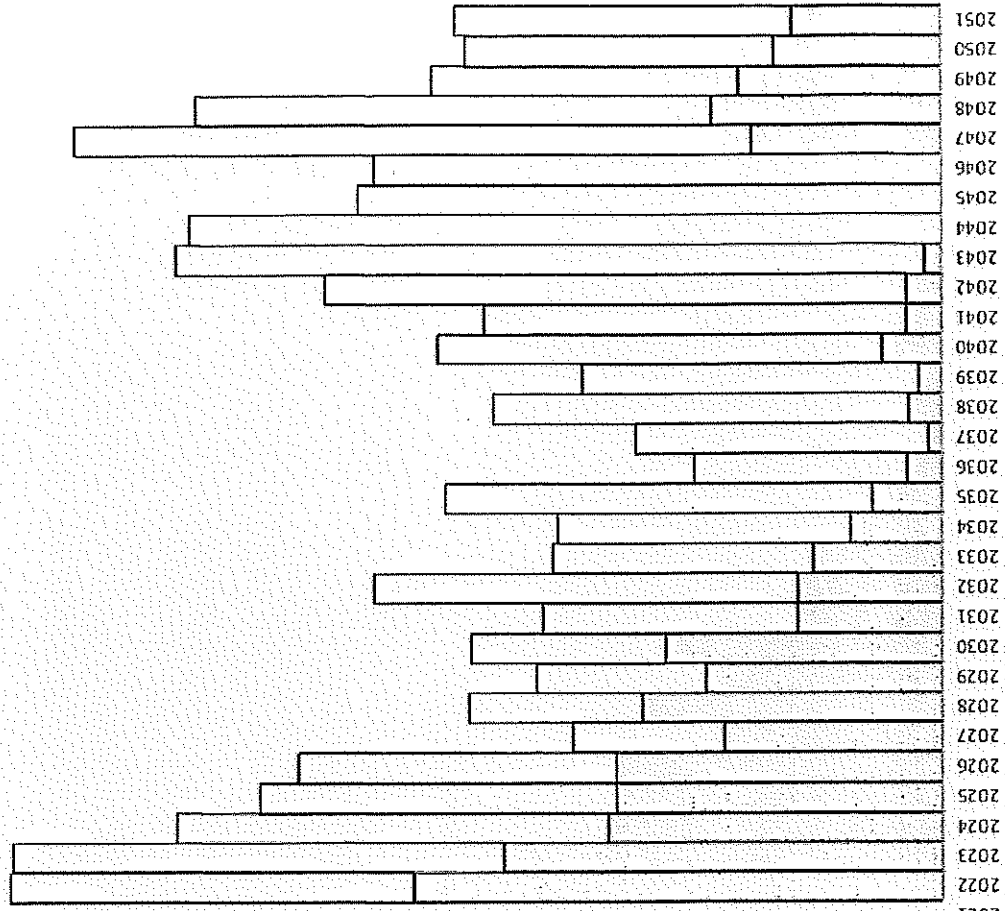
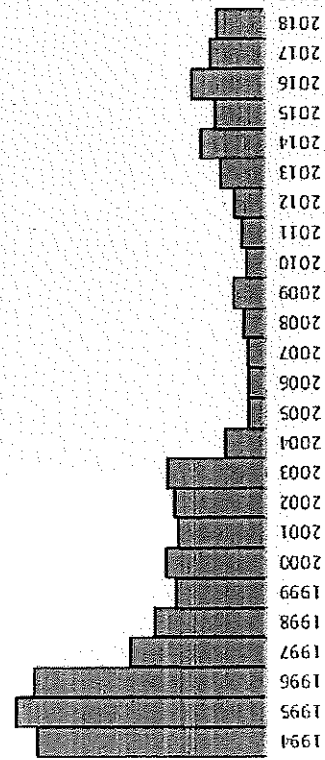
50,000

0

■ 建築費（1994年～2018年）：959,710（百万円）

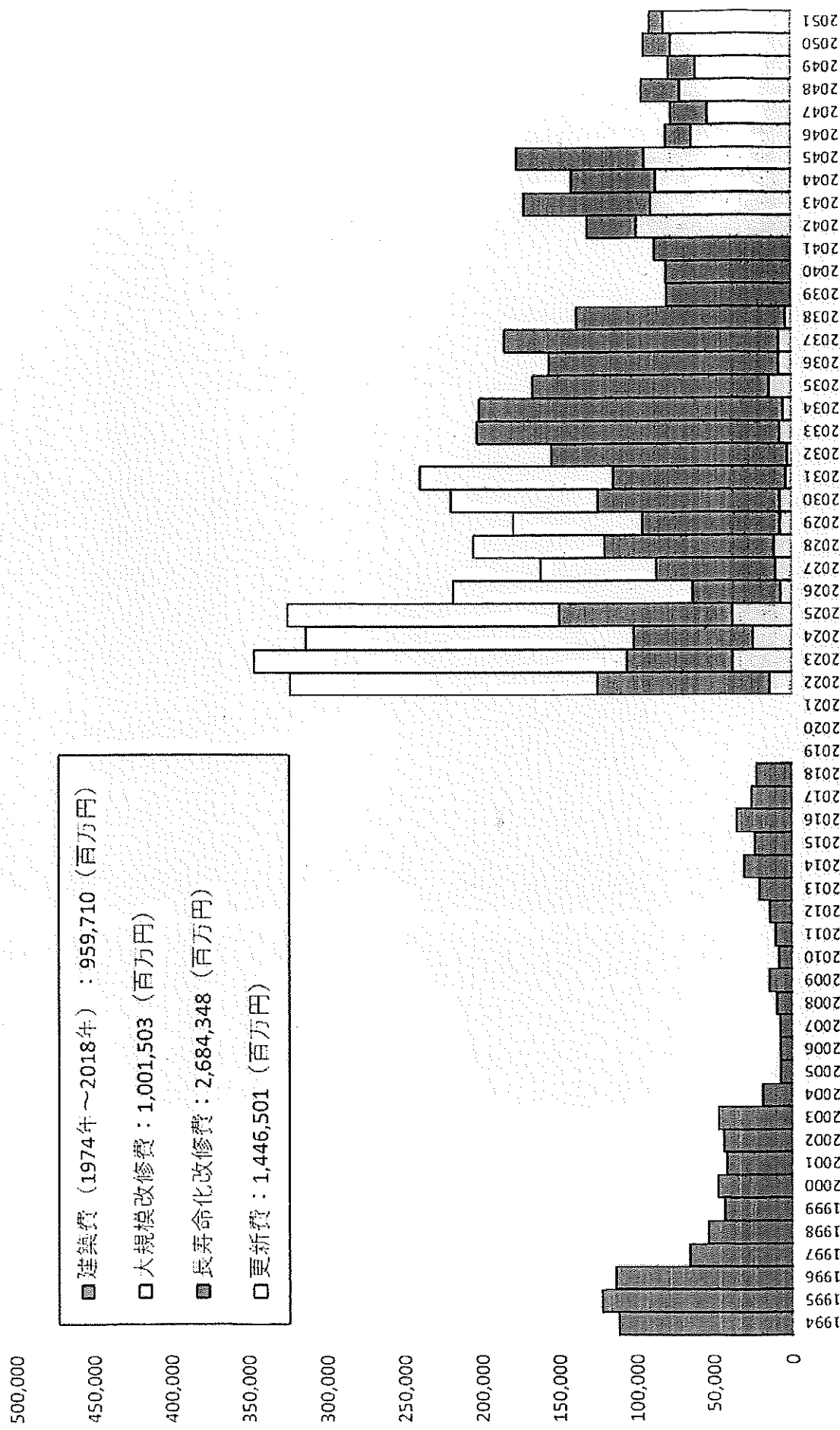
□ 大規模改修費：2,333,913（百万円）

□ 更新費：5,825,260（百万円）

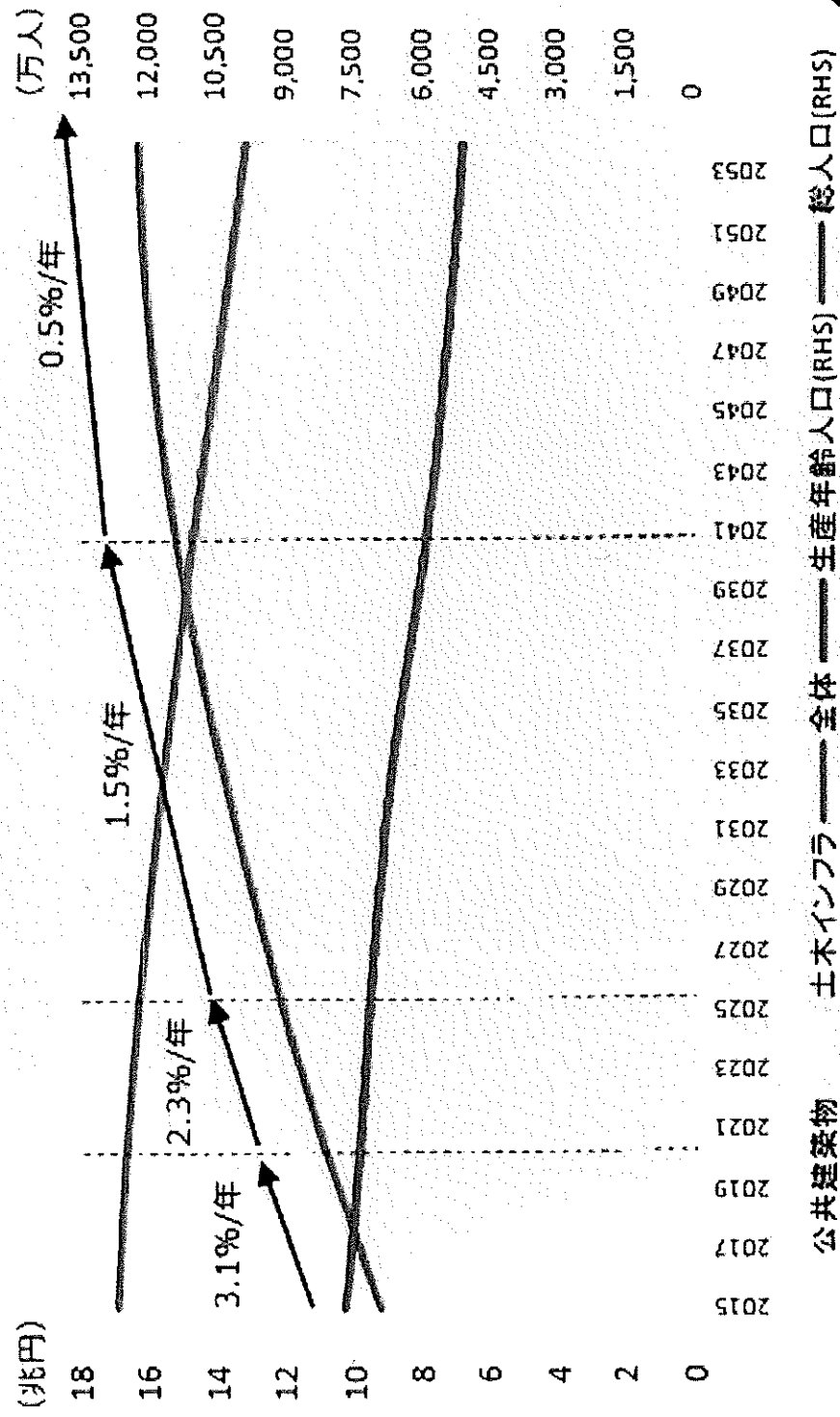


文化施設の維持・更新費の推移②

文化施設：今後30年間の改修・更新費用（長寿命化を行う場合）



公共施設等の維持補修・更新費と 生産年齢人口の推移



単純事後更新を行った場合の維持補修・更新費は2054年度時点で約16兆円(2015年度比1.75倍)と見込まれる一方、生産年齢人口はこの間3割減少する

長寿命化等による維持補修・更新費・運営費の増加抑制のイメージ

長寿命化の徹底

現状 多くの団体で検討が進み、効果も大きい

各施設管理者が個別施設計画の中で長寿命化の方向性を具体化し、全国展開を図ることが必要

集約化・複合化

・将来の維持補修・更新費、施設の運営費を抑えることが可能

・方向性の提示にとどまっている事例も多く、短期的に大きな効果を期待することは難しい

○コンパクト・プラス・ネット・ワーク推進により都市構造を変革することが必要

○個別施設計画策定の中で対象施設や実施方策の特定等による方向性を具体化しできる施設から実施することが必要

新たな取組

新技術・データの活用やPPP/PFIの推進により、維持管理の効率化を図るべき

○現在の業務のあり方を診断して、どのように業務の効率化を図るか具体化することが重要

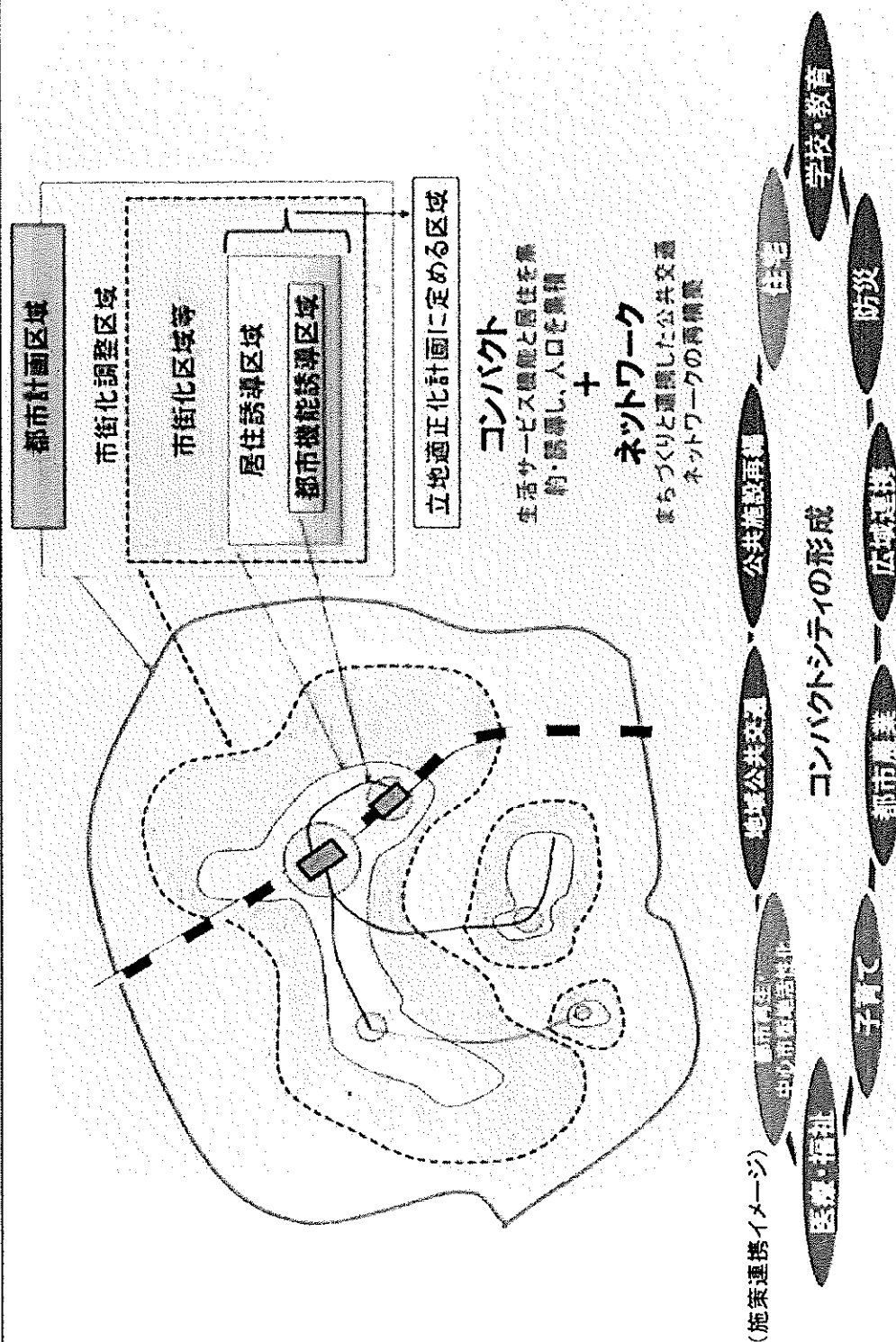
○PRISM等のプラットフォーム等を活用して新技術の開発や現場実証・実装を進めることが重要

○人口20万人以上の地方公共団体における優先的検討規程の活用を進めるとともに、地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体にも推進することが重要

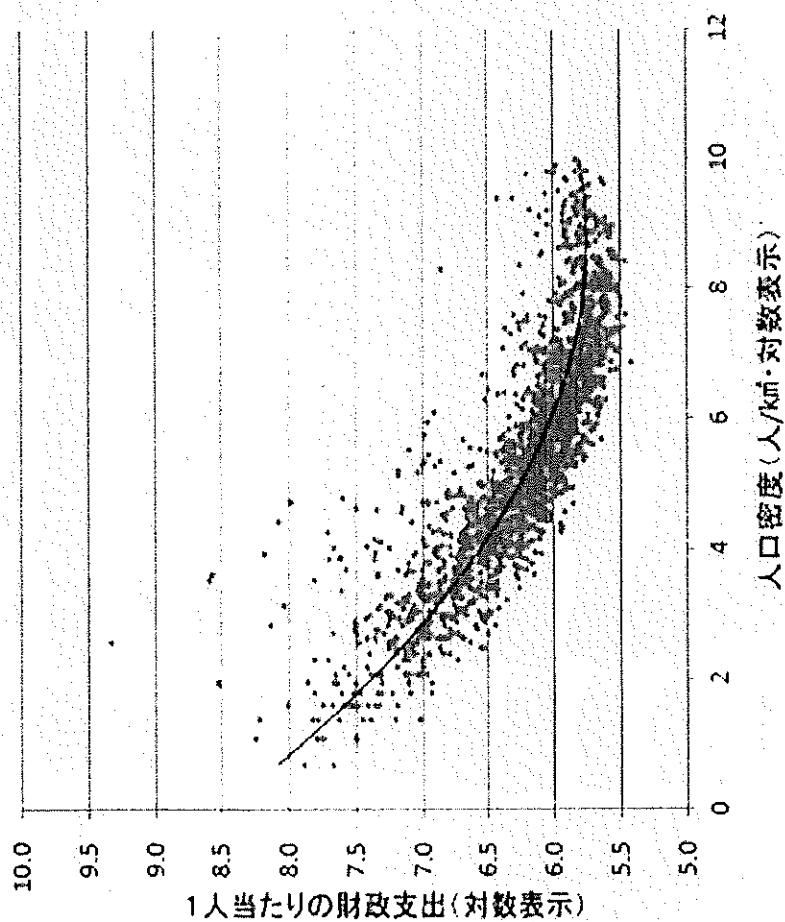
(2) 土地適正化計画

- ① 赤字にならなければ政策的になにをやっても良い。
- ② 自治体の面積大きくと財政は大変
道路・水道等管理おもしろくなることを国は考慮しない。
人口で地方交付税などを国は考慮する。
- ③ 国は地方交付税を上げなく(配布)のから面積を考慮せず
人口だけを考慮している。
- ④ おつまちをコンパクトにする必要がある。
- ⑤ コンパクトにして人を集めるため居住させるため、便利の
おゆりにすれば集積することが出来る。
福祉施設とか病院・学校などの保母機能を集める
真中にさせる政策とるアムとムチで土地適正化計画を
作成する。
- ⑥ おつまちと連携した公共交通ネットワークの
構築はコンパクトなまちの形成とは矛盾する
相反する考えられる。
- ⑦ 面積と人口が反比例するとサイフの口があいた状態で
自治体運営がむづかしいなる。おつまち人口を集積し、口が閉ぢない
まちづくりの政策が必要になつくるゆへにコンパクトである。
居住誘導区域の設定が重要になる。

立地適正化計画のイメージ



人口密度と一人当たり財政コストの相関



(備考)総務省「市町村別決算状況調」(2010年)、総務省「国勢調査」(2010年)をもとに作成。

(様式3-2)

(3) 地方財政措置

① 防災・安全交付金等が認められやすいので活用する。

② 以下公共施設等適正管理推進事業債について

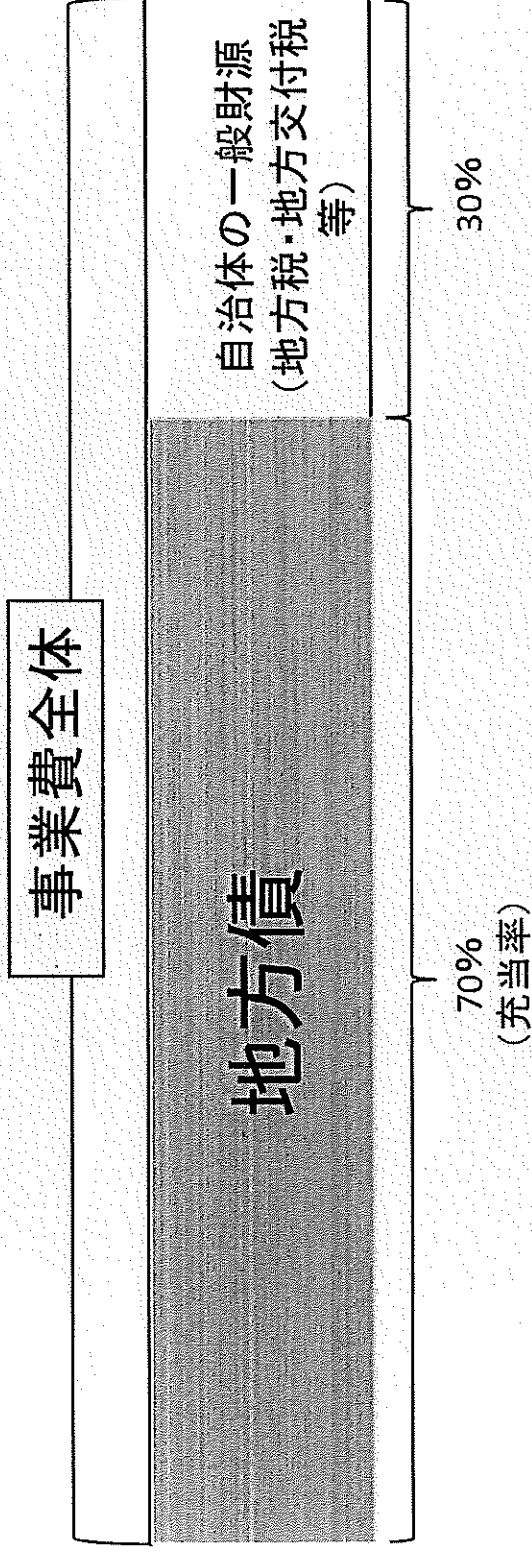
【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債 ※下線部は令和4年度の変更部分

対 象 事 業	充 当 率	交 付 税 措 置 率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） [道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港灣施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設]	90%	財政力に応じて 30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 脱炭素化事業【新規】 ※令和4年度～令和7年度（4年間） ・ 地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業		
⑦ 除却事業	90%	—

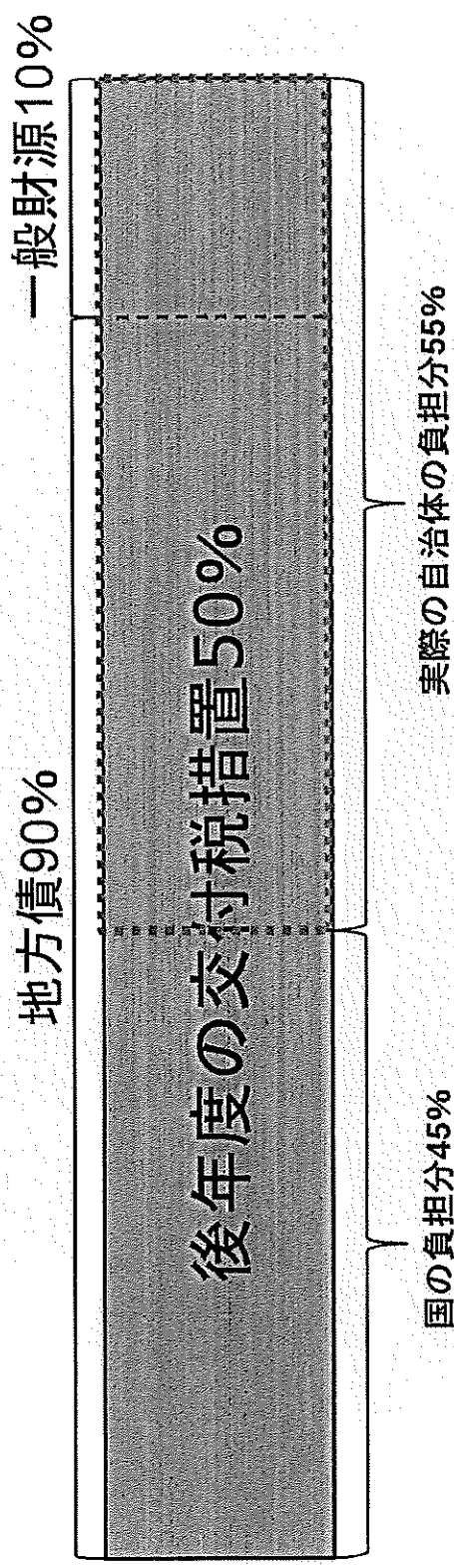
20.17

地方債の基本的な仕組み



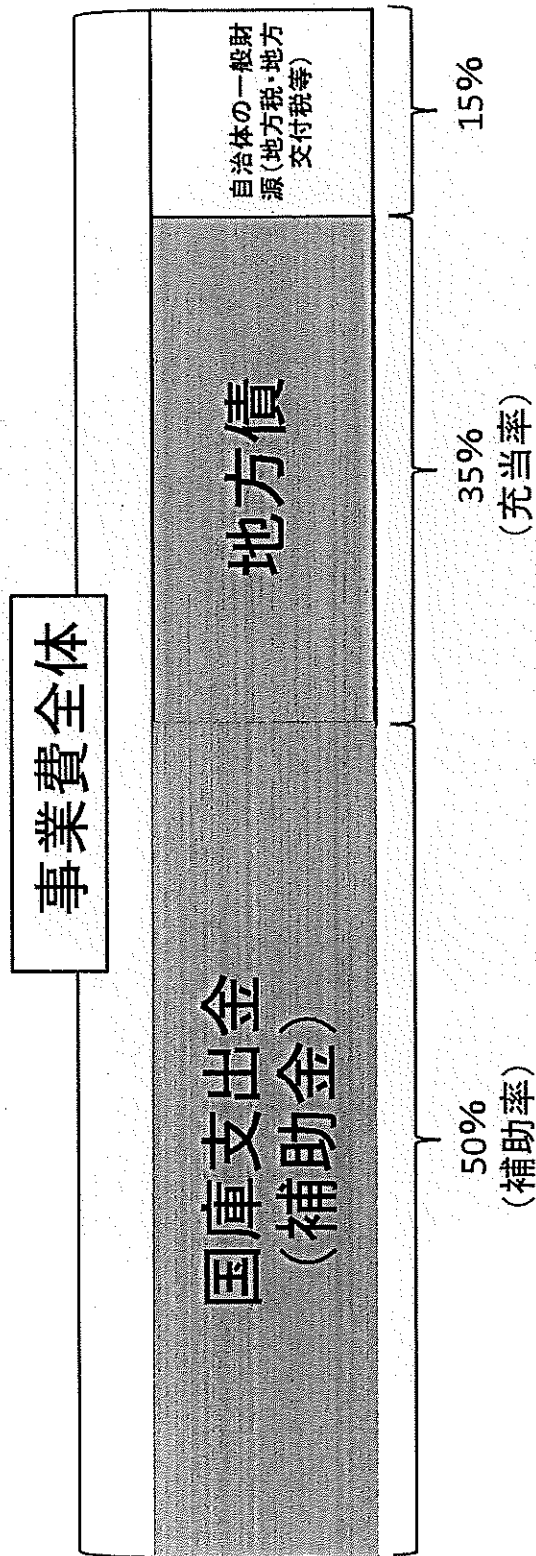
公共施設等適正管理推進事業債の仕組み

＜充当率90%、措置率50%のケース＞



※国庫補助事業の場合には、国庫支出金を補完する財源措置として機能

国庫支出金と地方債の組み合わせ



公共施設等における点検、修繕、集約・複合化等の実施状況①

インフラ施設	個別施設計画 の策定率	点検実施率	修繕実施率	施設の集約・複合化等 (2021実施数)	施設の集約・複合化等 (2022以降計画数)
道路(橋梁)	97%	61%(2巡目)※	61%	363	739
道路(トンネル)	87%			12	28
河川	99%	100%	24%	10	40
ダム	99%	100%	88%	0	0
砂防	100%	100%	91.7%	0	0
海岸	99%	97%	86%	75	0
下水道	100%	19%(2巡目)※	54%	89	193
港湾	100%	98%	84%	14	34
空港	100%	100%	100%	0	6
鉄道	100%	100%	14%	7	0
自動車道	100%	100%	42%	0	1
航路標識	100%	85%	58%	8	6
公園	99%	99.6%	55%	84	93

公共施設等における点検、修繕、集約・複合化等の実施状況②

インフラ施設	個別施設計画 の決定率	点検実施率	修繕実施率	施設の集約・複合化等 (2021実施数)	施設の集約・複合化等 (2022以降計画数)
農業水利施設	100%	100%	20%	7	4
農道	100%	100%	32.4%	0	0
農業集落排水施設	100%	100%	47.1%	8	67
林道施設	100%	100%	14%	0	0
治山施設	100%	100%	17%	0	0
地すべり防止施設	100%	100%	18%	0	0
漁港施設	100%	100%	46%	5	0
漁場の施設	100%	100%	64%	6	0
漁業集落環境施設	100%	100%	73%	4	5
水道	99%	88%	91%	396	382
福祉施設	79.5%	87.3%	18.5%	178	155
医療施設	72%	94.5%	23%	4	6
学校施設	98%	99%	86%	321	799
社会教育施設	84%	92%	85%	137	430
文化施設	85%	96%	86%	12	76
スポーツ施設	84%	92%	86%	50	181
一般廃棄物処理施設	91%	66.5%	62.9%	40	345

こども・子育て支援事業債(仮称)の創設

○ 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費(仮称)」を計上し、「こども・子育て支援事業債(仮称)」を創設

1. 対象事業

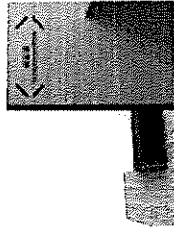
地方単独事業(こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け)として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

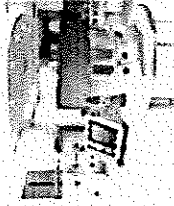
(1)こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- (例) ・ 子育て相談室 ・ あそびの広場
・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
・ 子育て親子の交流の場



(相談室)

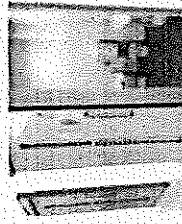


(あそびの広場)

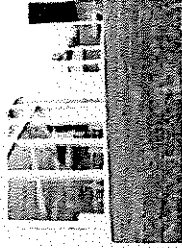
(2)子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

- (例) ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
・ バリアフリー改修 ・ 園庭の整備(芝生化)
・ トイレの洋式化



(トイレ環境改善)



(園庭の整備、改修)

2. 地方財政措置

充当率:90% 交付税措置率:50%(機能強化を伴う改修)又は30%(新築・増築)

3. 事業期間

令和10年度までの5年間 (「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間)

4. 事業費

500億円

地域脱炭素の一層の推進

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

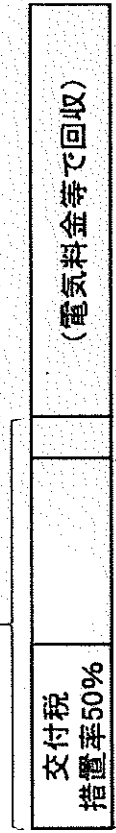
地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

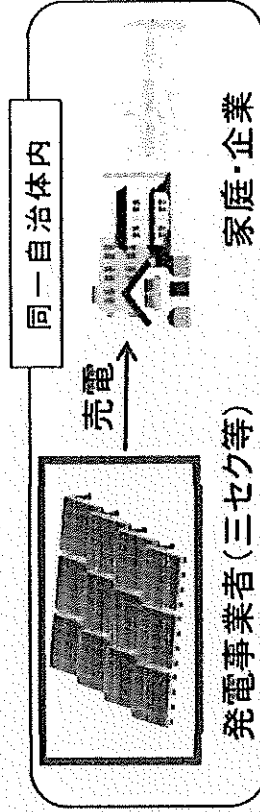
【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減

対象事業費(1/2)



脱炭素化推進事業債(充当率90%)



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

消防・防災力の一層の強化

- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

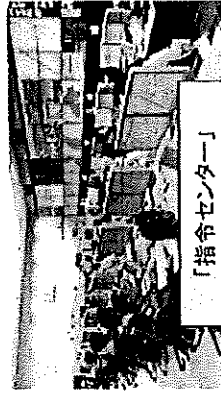
〔 ・ 広域化：二以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。
・ 連携・協力：消防事務の性質に応じてその一部について柔軟に連携・協力すること。〕

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

- 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備
※ 広域化、連携・協力に取り組む消防本部を対象
- 連携・協力による訓練施設の整備
- 緊急消防援助隊受援計画に位置付けた消防庁舎における女性専用施設の整備
- 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備
- 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（トイレカー）の整備

(参考)緊急防災・減災事業債 <令和3年度～令和7年度>

元利償還金の70%を地方交付税措置	一般財源
地方償充当率100%	



2. 特別交付税措置の拡充

(1) 消防の広域化、連携・協力の更なる推進(現行の特別交付税措置率0.5)

- ・ 広域化の準備経費:「中心消防本部」の措置率を0.7に引き上げる
※ 都道府県が定める広域化推進計画において、広域化の検討を主導する「中心消防本部」を指定
- ・ 連携・協力の準備経費:共同部隊が使用する装備品等を対象とする

(2) 消防団員の報酬に対する措置

- ・ 「班長」階級以上の報酬に要する経費(基準財政需要額を上回る額)を対象とする(措置率0.5)

20.2

(4) 公共施設の財政運営の規定要因

① 利用者数

将来の利用者の見込み。

② 普遍的利用

特定の利用者のみには偏りがないか。

③ 社会的意義

① 社会政策的性(社会的弱者・ダイバーシティなど)。

② 社会規範性(歴史・文化・平和・人権・環境・健康・美・自尊、その他)。

③ 地域づくり性。

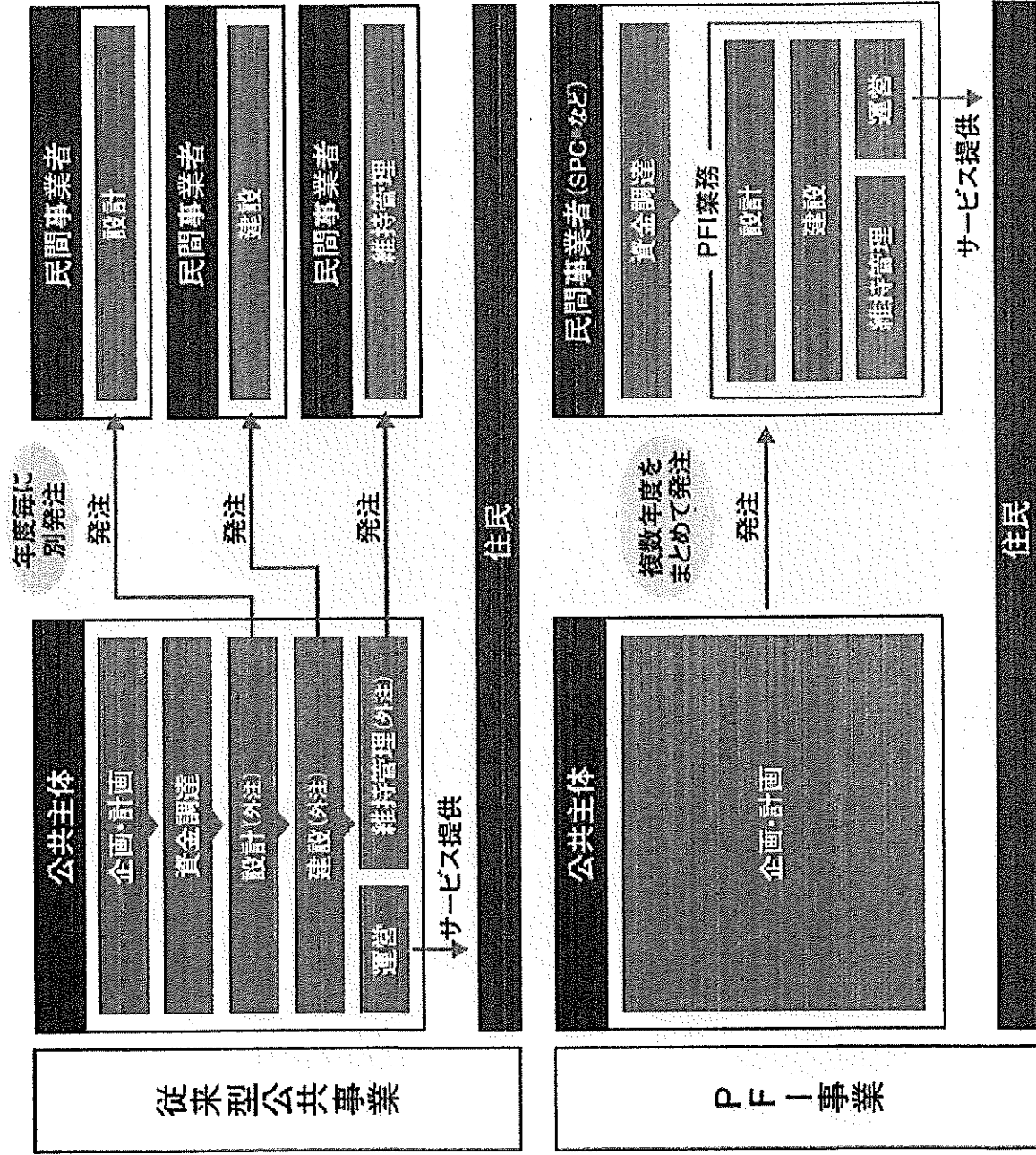
④ 財政負担

受益者負担問題

(様式3-2)

(5) PFI 事業

従来型公共事業(直営)とPFI事業の違い



※SPC(Special Purpose Company):ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。
PFIでは、公募提案する共同企業体(コンソーシアム)が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたる人が多い。

2/0.24

PFIの主な特徴

① 性能発注

細かい仕様や条件を規定せず、業務要求水準書でアウトプット（性能）を規定して発注することにより、民間事業者の創意工夫・裁量を大きくすることが一般的である。

② 一体発注

これまで段階ごとに個別に発注していた業務をまとめて発注することにより、事業全体の効率化、運営企業のノウハウを活かした整備、公共の発注事務負担の軽減が期待できる。

③ 複数年度契約

これまで年度ごとに発注していた業務をまとめて発注することにより、公共の発注事務負担の軽減が期待できる。また、民間事業者にとって中長期的に安定した事業機会が確保できる。

④ 附帯事業

民間事業者のノウハウを活用し、附帯事業（収益事業）と一体的に管理運営を実施することにより、公的財政負担の削減とサービスの質の向上が期待できる。

PFIの主な類型

サービス購入型

PFI事業全体における割合



選定事業者は、対象施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、地方公共団体（公共部門）は選定事業者が利用者（受益者）に提供する公共サービスに応じた対価（サービス購入料）を支払う。選定事業者のコストが公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型である。

独立採算型



選定事業者が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、そのコストが利用料金収入等の利用者（受益者）からの支払いにより回収される類型をいう。この場合、地方公共団体（公共部門）からのサービス購入料の支払いは生じない。ただし、公共部門により施設整備費の一部負担や事業用地の無償貸付が行われる場合もある。

混合型



直営事業とPFI事業の財政構造

直営事業

地方債

一般財源

公債費による建設費用の割賦払い(20年間)

+

人件費または物件費による運営費(20年間)

PFI事業

PFI事業者による借入金

一般財源

物件費による建設費用の割賦払い(20年間)

+

物件費による運営費および利益支払い(20年間)

①借入金の利息、②利益の2点からPFIの方が高価となる(+自治体の監視費用(monitoring costs))

英国会計検査院の報告書

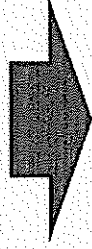
PFIによる建設費は直営よりも高くなる傾向

運営コストは、PFI事業による外注サービスを考慮すれば、直営以上のコストがかかっている。

PFIの借入金の金利は2013年時点で公債よりも5%も高かった。

PFIの場合には事業破綻リスクに備えた保険料や外部のアドバイザー費用や管理費用などのコスト負担が発生している。

➡ PFIは直営に比べて、学校で40%、病院で70%も高い。



英国財務省は今後の新規案件に対してはPFIを用いないことを表明

自治体がPFI導入を考えるとき

自治体の不得意分野

飲食店、小売店、イベントシヨップなどの併設は自治体の不得意な分野であり、民間の力を導入する意義が考えられる。

職員不足

職員削減により、公共施設の整備計画や運営などに余力がない場合、民間に丸投げする。

遊休施設・空間

活用アイデアがない場合に、民間に丸投げする。

運営収益による委託費の削減

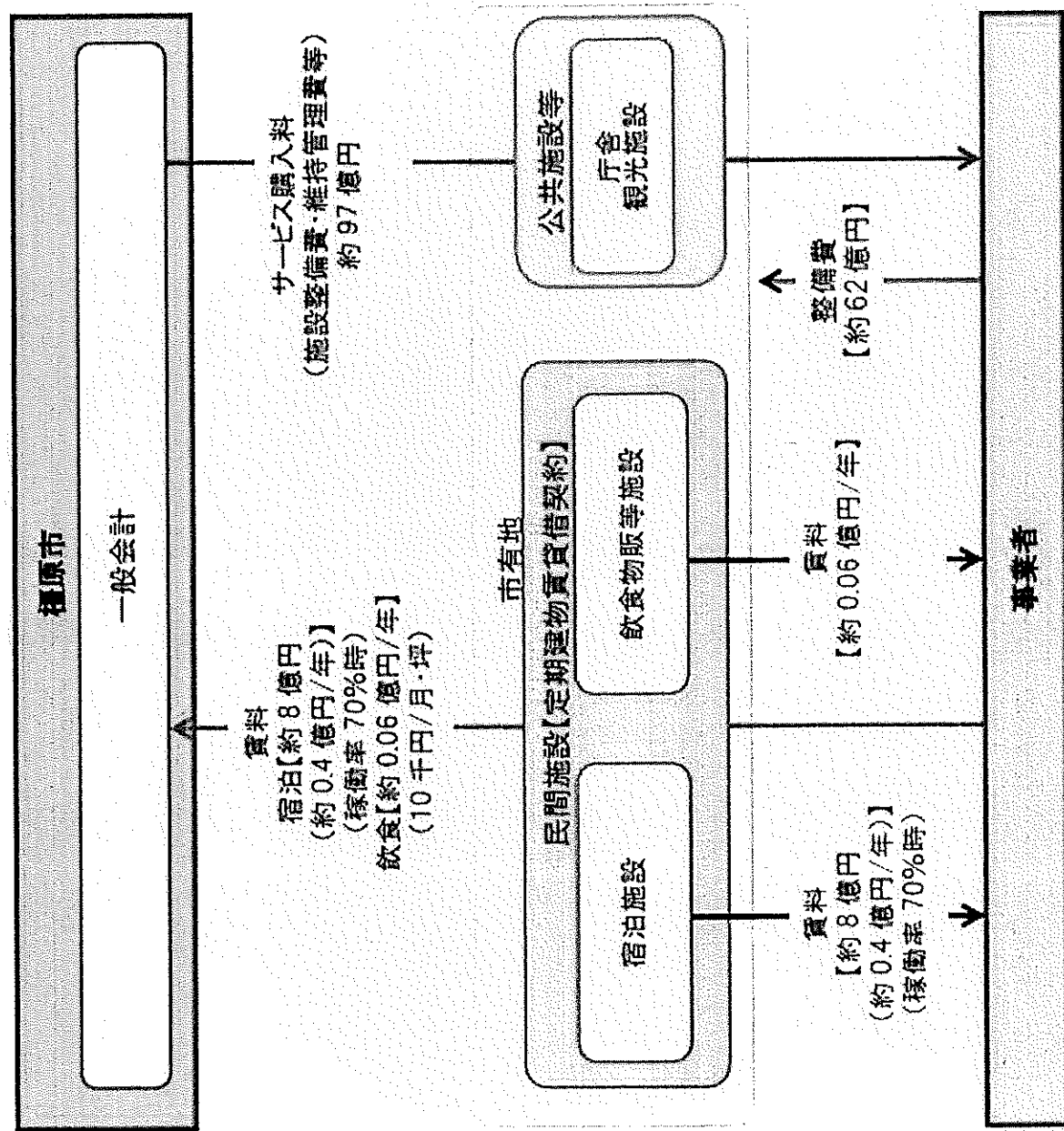
公共施設の運営にともなう収益を保障することで、委託費が削減できる。

(様式3-2)

2. 市有地活用事業

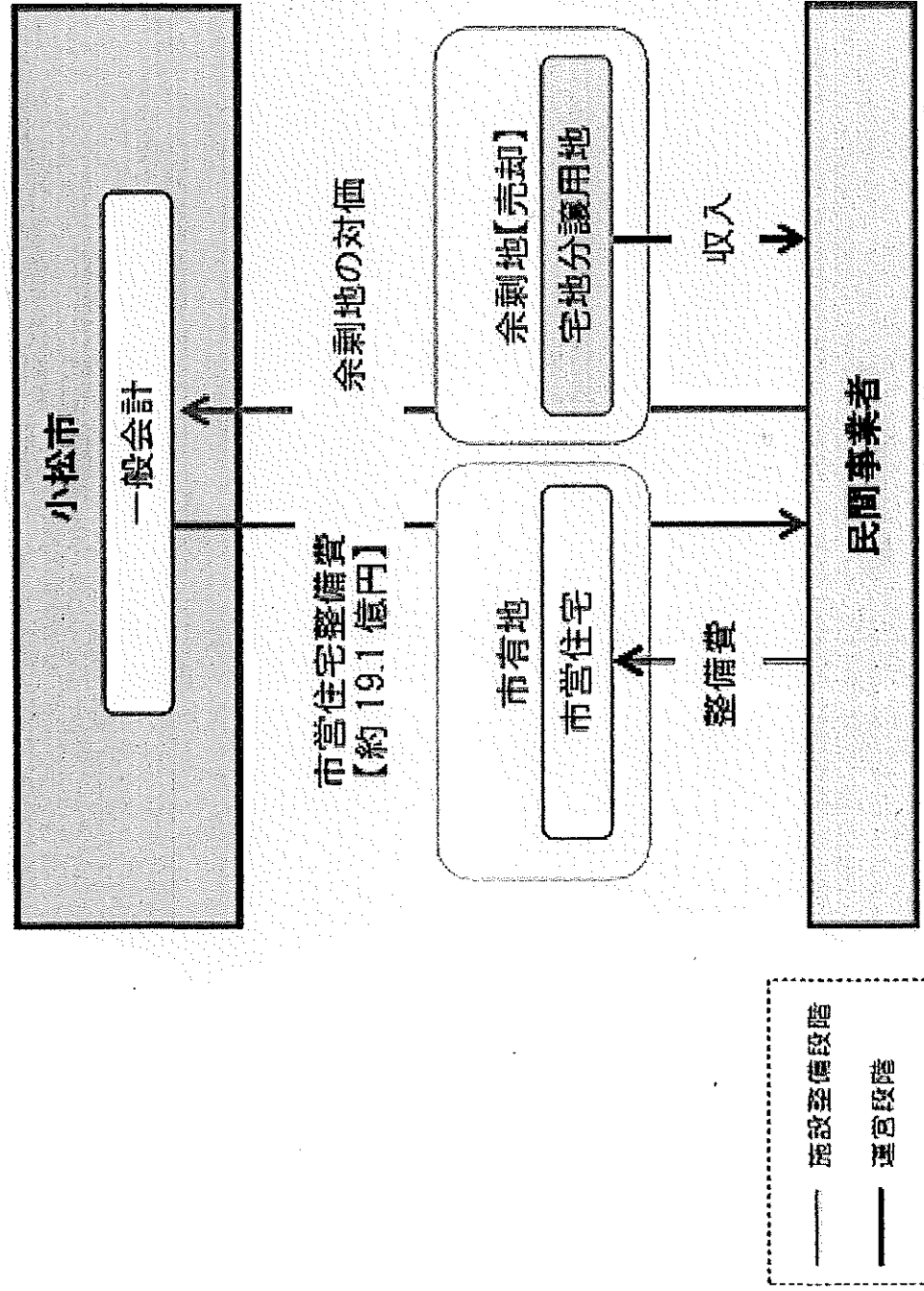
(1) 市有地活用事業例

八木駅南市有地活用事業

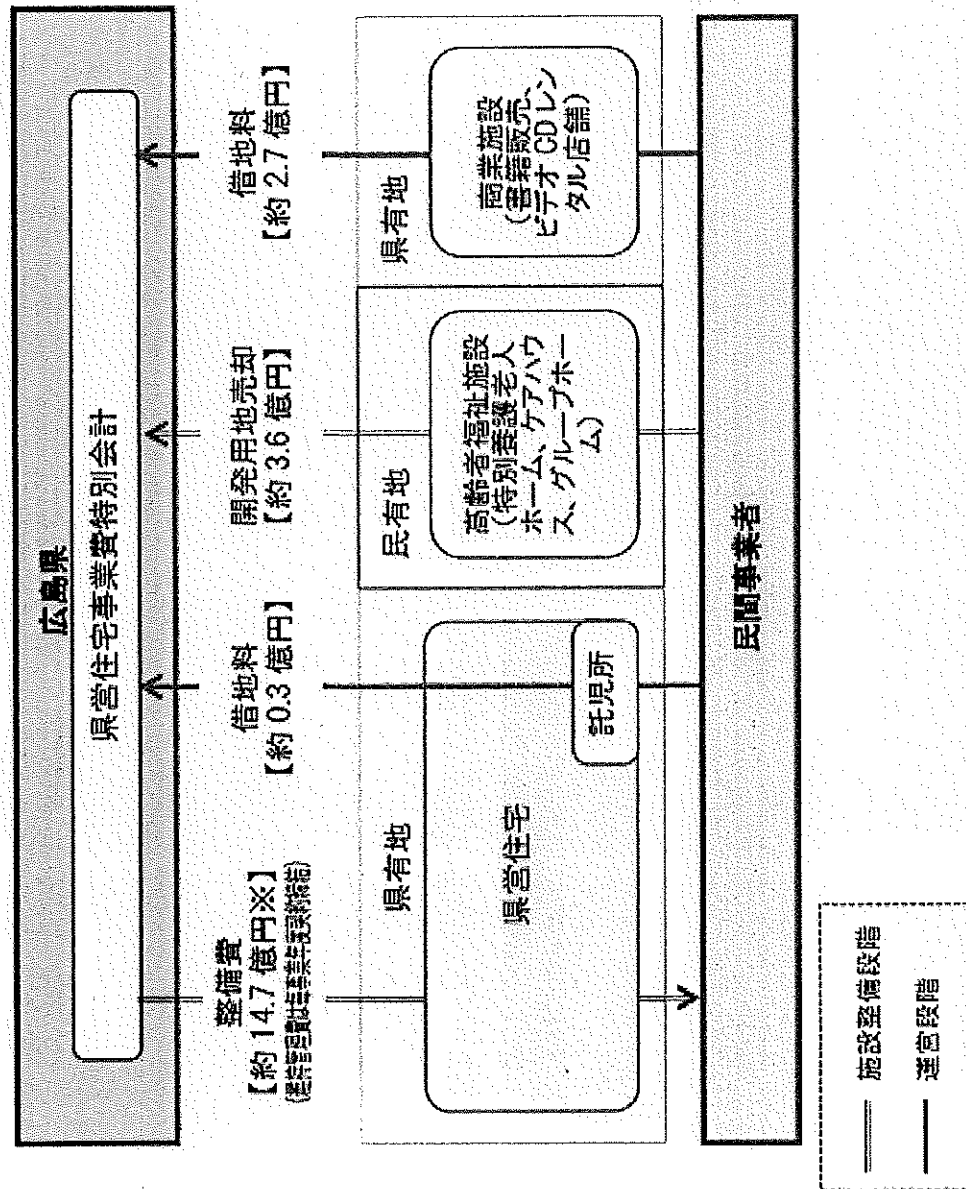


— 施設整備段階
— 運営段階

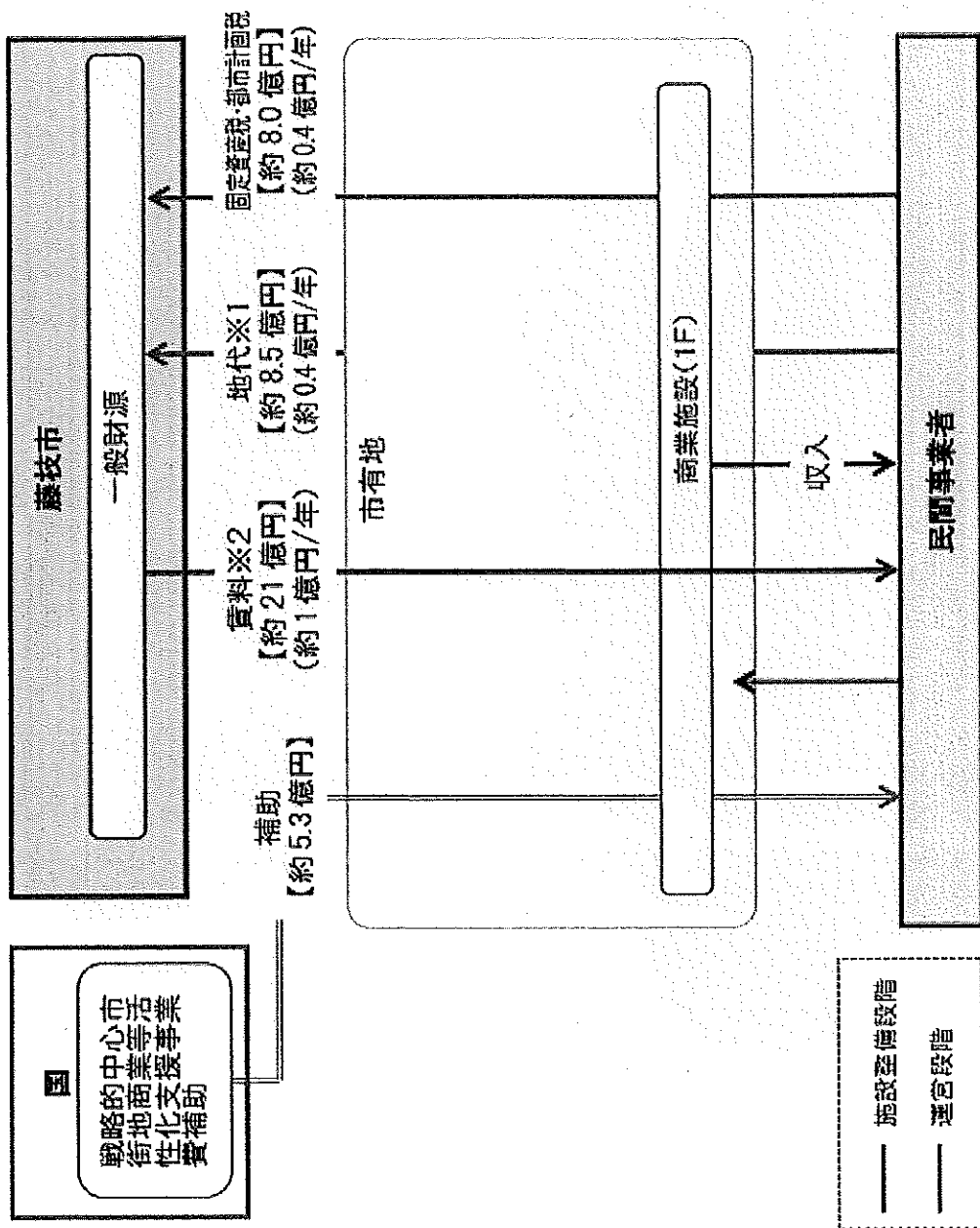
小松市営川辺町住宅建替事業



広島県営上安住宅整備事業



藤枝駅周辺にぎわい再生拠点施設整備事業



※1 市と民間事業者と事業用借地権設定契約(借地借家法第24条)を締結

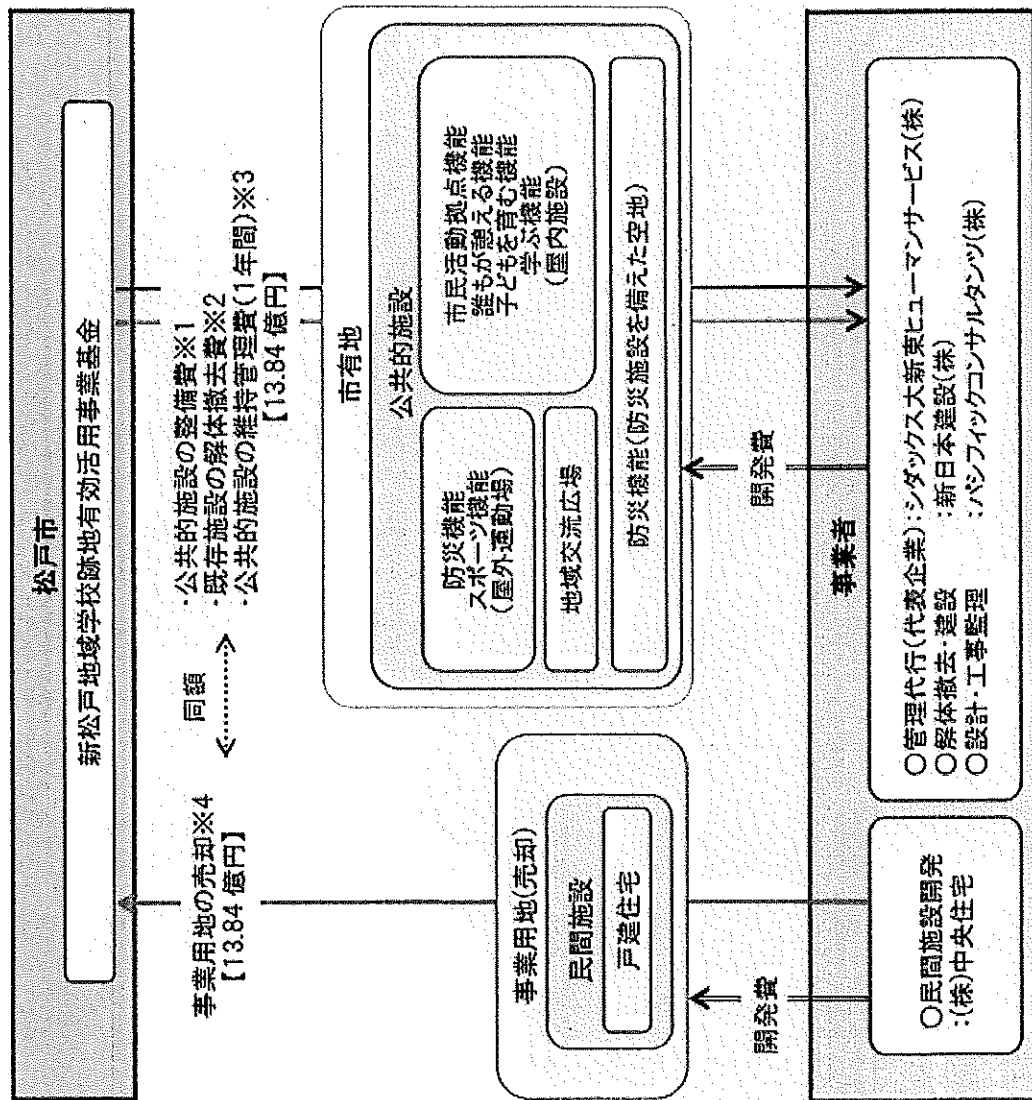
(月額地代単価:280円/㎡)

※2 市と民間事業者と建物賃借契約を締結(市立図書館部分)

(公共施設賃料総額:2,099,616,000円(20年間:共益費込み))

10.34

新松戸地域学校跡地有効活用事業



※1 「公共的施設の整備に係る契約」を締結

※2 「既存施設の解体撤去に係る契約」を締結

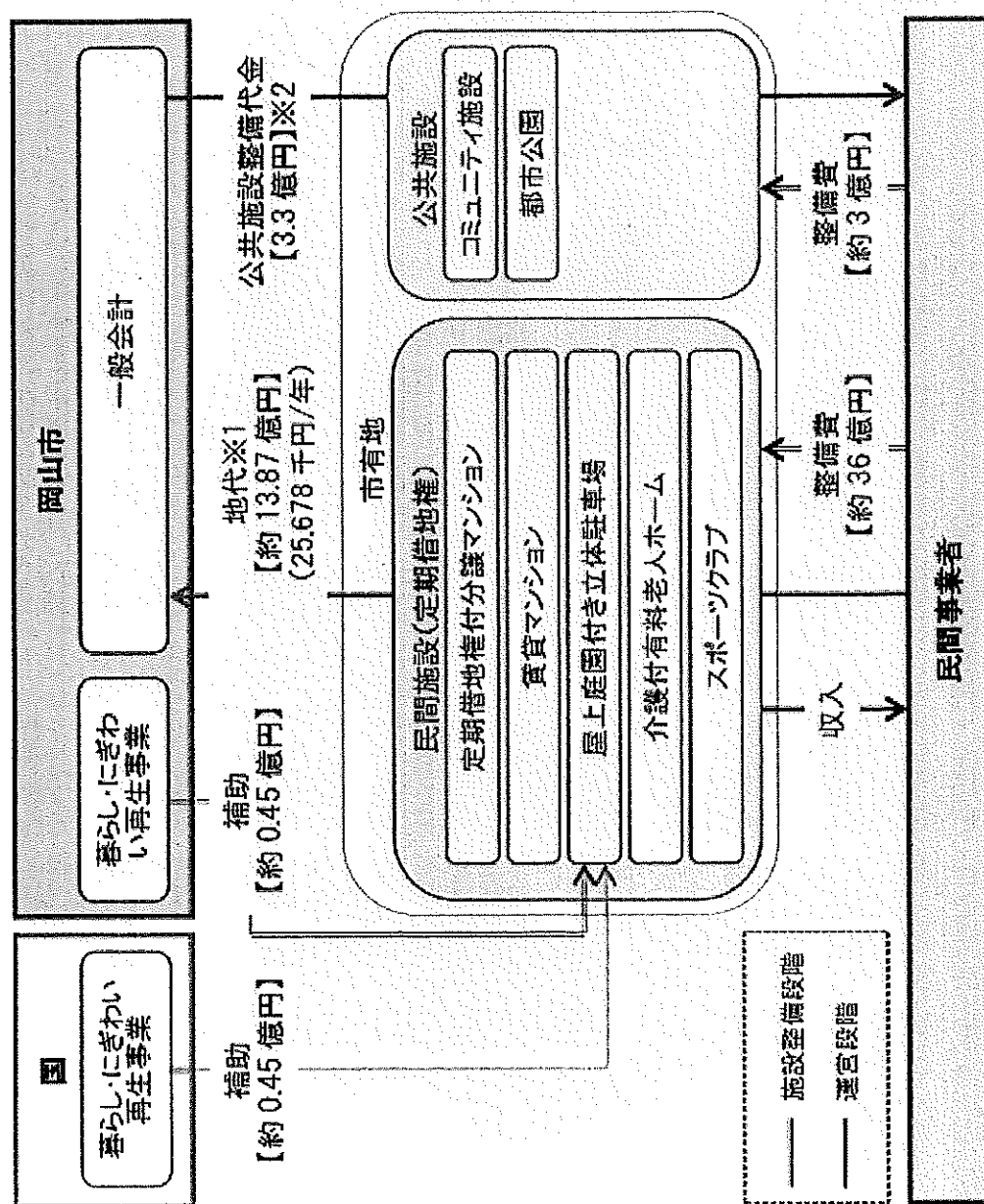
※3 指定管理者制度に基づき管理代行料の竣工後最初の1年間及び開設時に必要な設備、備品等の購入費等。管理代行協定を締結

※4 土地売買契約を締結

施設整備段階

運営段階

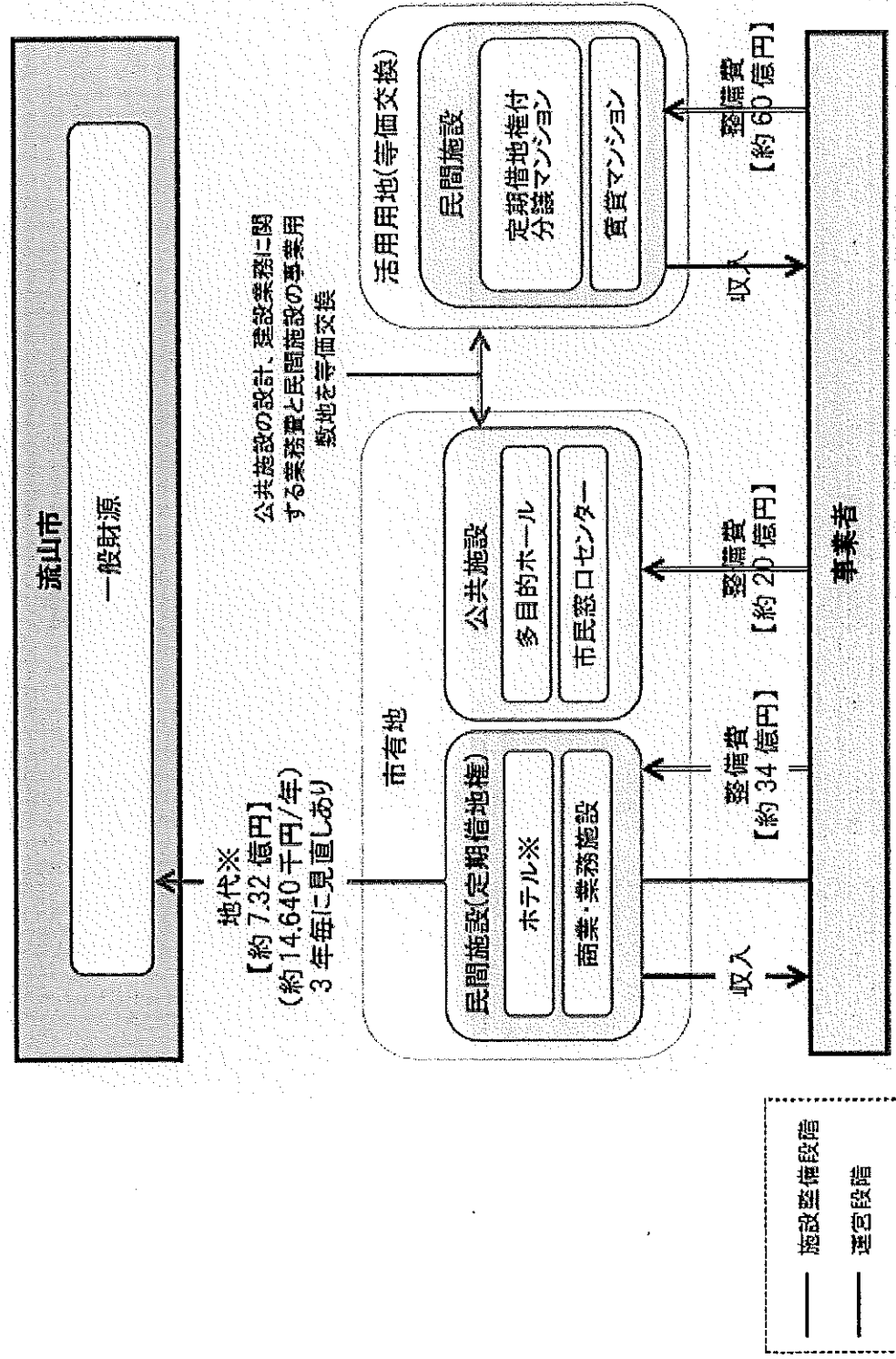
出石小学校跡地整備事業



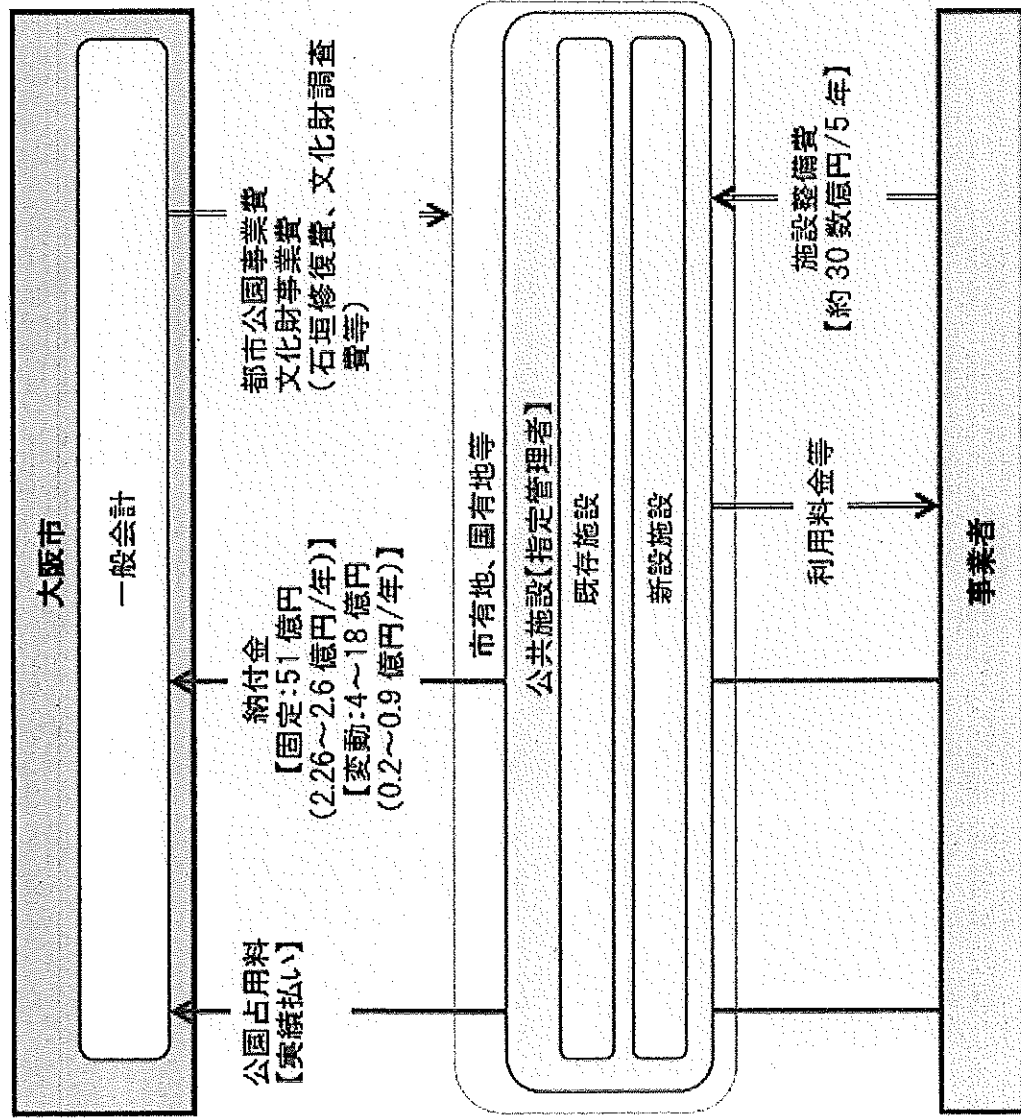
※1 国土計画部と市山田町で一地区ごとの共同整備事業を推進（約3年ほど見直しあり）

※2 従前の建築物・工作物等の除却費用や、新設する公共施設の整備費用については、岡山市と民間事業者の協議により、算定の際に土地の基礎価格から差し引く(当初地代の25,678千円/年は差し引き後の金額)。

流山おおたかの森駅前市有地活用事業



大阪城公園パークマネジメント事業



※4 年目以降の基本給付金及び変動納付金については参考額の扱い

—— 施設整備段階

—— 運営段階

No. 38

3. 指定管理者制度について

(1) 課題

- ① 自治体が指定管理者に公共施設の運営に委ねる協定を結んだ後、自治体の運営者としての意識が低くなる。
- ② 指定管理者が公共施設で直接向き合うことになり、住民の要望が自治体に伝わるのに時間がかかり、要望そのものが適切に伝わりやすくなる。
- ③ 経費削減の優先によるサービスの質の低下が生じ、指定期間ごとに指定管理者が変わること、サービスに継続性や連続性を保ちにくくなる。
- ④ 指定管理者を志望しても応募者があられにくい。
- ⑤ 自治体の各部署が施設の現状や将来のあり方を適切に伝えきれず公募しづらい。

公共施設と指定管理者制度

「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」(平成15年7月17日 総行第87号総務省通知)

改正の内容(地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により制度化)

(改正前) 管理委託制度

○公の施設の管理主体は出資法人、公共団体、公共的団体に限定

(改正後) 指定管理者制度

○公の施設の管理主体は法人その他の団体であれば特段の制限は設けず

指定管理者制度の目的

公の施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等幅広く開放する。

具体的には、(1)民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上

(2)施設管理における費用対効果の向上

(3)管理主体の選定手続きの透明化

(様式3-2)

4. 公共サービスの「システム化」について

公共サービスの「ソフト化」のパターン

① 民間移管

民間が施設の所有、維持管理を行う

- ・ 既存の民間施設を賃借で利用する
- ・ 既存の自治体の施設をそのまま民間事業者に売却し、当該施設を賃借で利用する（セールス&リースバック）

② 代替サービス

施設でサービスの提供を行わず、代替サービスにより提供する（ex. 通信教育、ベビーシッターサービス、移動図書館・電子図書館、訪問・介護サービス、遠隔医療システム等の実施）

宇部市の事例

宇部市は2024年7月から民間会議室等利用助成制度を創設し、文化、福祉、市民活動等を行う団体が民間会議室等を利用する場合に、1回当たり利用料金の90%で上限5万円、1団体当たり年間上限5万円として活動支援する。

青少年会館および福祉会館の閉館と、文化会館の大規模修繕期間の休館によって、市の公共施設の会議室等が減少していることにもなっている臨時的措施

対象条件は、①市内に活動拠点がある、②市等からの後援を受けて行事を開催、③過去に市等から後援を受け、100人以上が参加した実績がある、など

研修を受けたの感想

1. 木を切り薪を見ずの戦政運営政策にならないう全体を見て市政を運営している。2013年から社会資本整備交付金制度が設けられており、この内容を十分に把握、予算を確保する行政も議会も各差懸磨に取組んでいる。あわせて公共施設等適正管理推進事業債の適用を推進し土地適正化を住民に訴え理解を求める。人口減少と戦政問題は喫緊の課題として議論おど神うおを作っていく。
2. 市有地の活用事業例を参考に、松江市でもたくさん有効活用を図っていると考えてます。
3. 指定管理者を決定する行政側の審査能力と行政という組織の一員として、自信を中つ度胸に今ひとつ行政側から見た面があると思われる。今後の課題である。
- ※ 公共サービスの提供と施設所有を不可分とは考えず、公共サービスの水準を損たうことなく、公共施設の所有としないようにすること。施設所有に係る財政負担(建設費、改修、更新費、維持管理費)が生じないようにすることを確実に担保することが重要と考える。
- ※ 最近優秀な職員がやめていく事例が全国どこでもある。この研修会で聞き、松江市も同じだと考える。今もいろいろ対策しているが、フリーに強かに取組むことが重要と考へる。